## 赤穂市地域公共交通会議第4回分科会 会議録

1 日 時 平成27年12月24日(木) 14:00~15:00

2 場 所 赤穂市役所 2階 205会議室

3 出席者

(1)委員 村上 正弘 株式会社ウエスト神姫

西川 英也 赤穂神姫タクシー株式会社

木村 音彦赤穂市自治会連合会中村 文代赤穂市女性団体懇話会有吉 一美赤穂市老人クラブ連合会

柴原 幸子 "

(2) 事務局 高山市長公室長

平野企画広報課長 澁江企画政策係長 桃井企画広報課主事

前田建設経済部地域活性化推進担当部長

永石産業観光課長 笠原観光係長

田中産業観光課主事

## 4 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 報告事項
  - ・赤穂市のバス運行状況について
- (4) 協議事項
  - ・デマンドタクシーの運行について
  - ・バスの運行変更について
- (5) その他
- (6) 閉 会

## 5 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議第4回分科会を開催いたします。本日はお忙しいところ、会議にご出席いただき、ありがとうございます。

さて、議事に入ります前に、本日の会議に報道機関及び住民の方から、傍聴の申し出がございます。

会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議分科会会議規程第3条で、原則公開となっております。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭から傍聴を認めるということにしたいと思います。ただし、写真撮影は冒頭のみとし、会議中の撮影、録音はできないこととしたい、と考えておりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴 の方にお入りいただきます。

(報道、傍聴者入室)

お待たせいたしました。

報道の皆様にお願いいたします。会議中の写真撮影等はご遠慮いただきますので、 ただ今から、次第3の報告事項までの時間のみ、写真撮影を認めたいと思います。 必要な方は、この時間にお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議分科会 木村委員長よりごあいさつをいただきます。

委員長 本日は、大変お忙しい中、第4回分科会にご出席をいただき、ありがとうございます。

この分科会は、地域公共交通会議の全体会から付託された案件などについてご協議をいただく場でございます。

本日は、特にタクシーの利活用について、全体会より付託され、昨年よりこの分科会の中に更にタクシー利活用検討部会を設置して検討してきましたデマンドタクシー運行計画につきまして、ご協議をお願いしたいと思います。また、合わせて「ゆらのすけ」や「路線バス」の運行内容の変更案についてもご協議をいただくこととしております。

委員の皆さまには忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局ありがとうございました。

3の報告事項に移ります前に、昨年の8月に開催されました第3回分科会から、 事務局職員が一部変更になっておりますので、変更になった者につきまして紹介させていただきます。

産業観光課 笠原係長です。

企画広報課 平野課長です。

同じく、桃井主事です。

委員長 それでは議長を務めさせていただきます。なお、写真撮影はここまでとさせてい ただきます。

> それでは、次第3の報告事項に入ります。(1)の赤穂市のバス運行状況について、 事務局から説明願います。

事務局 それでは、資料の1ページをご覧ください。

まず、市内循環バス「ゆらのすけ」についてであります。①導入目的につきましては、市内のバス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保、公共交通施設への交通の利便性を図ることとしております。②運行概要につきましては、計画主体:赤穂市、運行主体は株式会社ウエスト神姫としており、運行開始は①平成17年10月より、南北ルートA、B、東西ルート、翌平成18年7月より高野ルート、平成26年3月よりみどり団地ルートを設定しております。車両について訂正がございます。日野ポンチョ(みどり色のバス)につきましては、②高野ルート、③みどり団地ルートの他に、①月曜日の南北ルートBも運行しております。その他のルートは青色のバスになります。以下、運行日、運休日、運賃は掲記のとおりであります。

また、ルートにつきましては掲記の5ルートで、2ページに記載しております。

また時刻表は別添で付けさせていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。また、停留所は106箇所であります。

また、3ページにはゆらのすけのダイヤグラムを掲載しています。

続きまして4ページをご覧ください。ゆらのすけの利用者の推移についてであります。平成17年度の運行から掲記のとおりとなっております。10年間で22万5,300人の乗客実績となっております。

5ページをご覧ください。1日あたり及び1便あたりの利用者数ですが、掲記の表のとおりとなっております。総括におけます1日当たりの便につきましては、ここ数年の70人台前半から平成26年度で78.2人となっており、これは平成26年3月のみどり団地ルートの新設と同時に、南北ルートB、東西ルート、高野ルートをそれぞれ増便したことによります。ただ、同じく総括におけます平成26年度につきましては、1便当たり7.0人となっており、過去の10人台から約3名減となっております。平成26年3月より増便しておりますが、増便しただけ乗客が増えておらず、かえって1便当たりは減っているという傾向となっております。とくにみどり団地ルートは他と比べて少ないため、今後更なる周知を図る必要があると考えます。

また、8ページには平成26年度におけるルート別に停留所の乗降状況を記載しております。

9ページには運行経費を記載しております。平成17年度から1,000万円前後で推移しております。平成26年度は増便により運行経費が増加となっております。運行におけます財源内訳としましては、運賃(概ね2割)と市補助金(概ね8割)とその他で賄っております。なお、その他は主にウエスト神姫さんの自己資金となっております。参考としまして、市補助金の財源内訳ですが、市補助金1,017万5,000円に対し、国(特別交付税)が814万円(80%)、県補助金78万7,000円(7.7%)、市税等の一般財源は124万8,000円(12.3%)となります。

つづきまして、10ページをご覧ください。定住自立圏バス「ていじゅうろう」についてであります。導入目的は、東備西播定住自立圏の圏域であります赤穂市、上郡町、備前市の住民の移動手段の確保、利便性の向上や地域の活性化を図ることです。運行概要としまして、運行方式は、計画主体:東備西播定住自立圏形成推進協議会、運行主体はウエスト神姫であります。運行はそれぞれ掲記のとおり上郡ルートと備前ルートを設定し、運行日は月~土曜日までの週6日、運休日は日曜日と年末年始であります。運賃は赤穂市内、上郡町内は100円、備前市内200円、市町域を超えた場合は200円となっております。

また、今年の9月までは、備前ルートは備前バスとウエスト神姫が半々で運行しておりましたが、備前バスがバス事業から撤退することとなり、10月からは全ての運行をウエスト神姫が行うこととなり、2ルートともウエスト神姫が運行することとなっております。時刻表は別添に付けておりますので後ほどご覧ください。停留所は47箇所であります。

- 11ページはていじゅうろうのルートを図で示しております。
- 12ページはダイヤグラムを記載しております。
- 13ページは利用者の推移であります。23年度から開始し、年を追うごとに少しずつですが増加傾向にあります。

また、運行基準は①市町域を超える利用者が1便あたり1人超、かつ1日あたりの利用者が16人以上としております。②東備西播定住自立圏構成ビジョンによる圏域事業として実施する期間としております。

14ページには平成26年度のルート別、停留所別乗降状況を記載しております。 15ページから18ページまでは、路線バスの資料を付けております。 19ページには、ゆらのすけ、ていじゅうろう、路線バスと赤穂市内を運行している全てのバスの路線図を掲載しております。

20ページには、赤穂市における国勢調査人口と年少・生産年齢・老年の3区分の割合を記載しております。この図からわかりますように、年少・生産年齢人口の減と同時に老年人口が増加しておりますことから、今後は交通弱者が増えていくことが考えられる中、バスを含めた公共交通の充実が求められるものと考えております。

以上で、報告を終わります。

事務局

委員長 ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員長 特にないようですので、次に、4の協議事項に入ります。まず、(1)のデマンド タクシーの運行についてご協議頂きますので、事務局から説明願います。

それでは、デマンドタクシー運行計画についてご説明をいたします。このデマンドタクシーにつきましては、先程の木村委員長のあいさつにもありましたように、タクシーの利活用について、具体的に検討するとして、昨年、この分科会の中に「タクシー利活用検討部会」を設置して、検討を進めてまいりました。このたび、部会としての計画案がまとまりましたので、本日、その案について、ご協議をいただくものであります。

それでは、「資料1」の一番上、(ア)のデマンドタクシーについてです。詳細については、別添の「資料2」の3ページ、デマンド・タクシー運行計画(案)をお願いいたします。デマンド・タクシーの運行は、赤穂市では初めてとなりますが、まず、1の運行目的についてであります。高齢者や自動車運転免許を持たないなどの移動制約者の方が、買い物、通院などの交通手段として、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」や、圏域バス「ていじゅうろう」に接続する形で利用できる、予約型乗合タクシーを公共交通として運行しようとするものです。

次に、2の運行エリアですが、現在、タクシーの空白地帯となっております有年地区全域を対象とするもので、自宅から、全てのバスが停車する宮前停留所までをタクシーで結び、そこから、「ゆらのすけ」や「ていじゅうろう」のバスと接続して、南部の市街地方面に乗車していただくというもので、これまで 曜日が限定されていた市街地方面への足を毎日行けるように確保することにより、住民の利便性を更に高めようとするものです。

次に、3の運行形態ですが、掲記のとおり、事業主体は赤穂市、運行主体はタクシー事業者、運行形態は予約型乗合タクシーによる区域内運行であります。聞きなれない言葉もあるかと思いますので、はじめに用語の説明をさせていただきますが、「乗合タクシー」と言いますのは、一般のタクシーとは異なるもので、1台の車で他の知らない方も乗車して、最大4名の方を運ぼうとするものです。自宅から次の方の自宅、更に次の方の自宅という形で寄ってから「宮前」停留所に到着するという運行になります。帰りは逆に宮前停留所から最大4名乗っていただき、それぞれのご自宅までという形になります。それから「デマンド」と言いますのは、「予約」という意味で使われます。この後でも説明いたしますが、このタクシーは予約制によって実施しようとするものです。

資料に戻っていただきまして、次に、4の運行方法ですが、まず利用対象者は、 赤穂市民で事前登録をした方としています。乗車される方の自宅への行き方など、 事前にタクシー会社で整理をしていただく必要がありますので、円滑な運行を行う ために事前に登録をしていただくことにしています。運行日は、月曜日から土曜日 までの運行で、日曜日と年末年始(12/29~1/3)は運休いたします。「ゆらのすけ」、 「ていじゅうろう」も同じ運行日になっています。③の運行便数は、タクシーの運行は「ゆらのすけ」と「ていじゅうろう」へ接続して運行するとしていますので、金曜日を除く月曜日から土曜日までは、自宅から宮前停留所まで、ゆらのすけ3本、ていじゅうろう1本の合計4本を、帰りは「ゆらのすけ」も「ていじゅうろう」も、ほぼ同じ時間帯になりますので、1日3本を計画しています。金曜日については「ゆらのすけ」が運行しておりませんので、「ていじゅうろう」のみに接続する運行で、往復2本ずつ計4本の運行を予定しています。

次の4ページには、④として運行時刻を記載しています。表の上には、「ゆらのすけ」と「ていじゅうろう」の運行曜日について記載していますが、南北Aルートが水曜日と土曜日、南北Bルートが月、火、木曜日、ていじゅうろうの上郡ルートは毎日運行しています。上側は、金曜日を除く月曜日から土曜日の運行時刻表で、表の見方として、①の7:55 着のところ、少し小さいゴシック字で記載しておりますのが、「ゆらのすけ」と「ていじゅうろう」のバス運行時刻で、最初のゆA8:13 発は、ゆらのすけの南北Aルートのバスが8 時13 分に宮前停留所を市街地方面に向けて発車する時間を意味しています。

次のゆB8:11 発は、ゆらのすけの南北Bルートのバスが 8時11分に、て8:04 発は、「ていじゅうろう」が8時4分に発車しますということになります。

次に、7時55分着というのは、自宅からタクシーに乗車して宮前バス停に到着する予定時間を記載しており、その時間までに到着できるようにタクシーを運行することになります。

次に、②と③をご覧いただき、丸印の2と3の順番は、タクシーが運行する順番を記載しておりまして、②は12時36分発又は12時34分発のバスに間に合うようにタクシーを12時20分に到着させます。③では、バスは赤穂市街地から宮前バス停に12時5分、12時7分、11時57分に既に到着していますが、そのバスを降りられた方は少しの時間待っていただいて、12時20分に②で到着したタクシーに乗っていただき、自宅に帰っていただくことになります。実際の運行では、予約状況によりタクシーの数そのものが変動しますので、待ち時間等が変動する場合があります。

④は、上郡駅発の「ていじゅうろう」に接続させています。

⑤では、同じように、15時36分発及び34分発の「ゆらのすけ」に間に合うように、タクシーを15時20分に到着するよう運行し、そのタクシーを使って⑥のバスで帰ってきた利用者を自宅まで送ることになります。

⑦は、17時10分及び12分に市街地方面から帰ってきた人を自宅まで送る便になります。下側の表は金曜日の運行で、ていじゅうろうのみが運行されていますので、ていじゅうろうの発車時間、到着時間に合わせてタクシー運行予定時間を設定しています。

なお、今回の運行は、タクシーの確保と効率的な運営ということも考慮したうえ、 完全予約制によって実施いたします。また、先程も説明しました事前登録について は、タクシー会社ではなく市で行うこととしています。また、課題の一つとして、 バスやタクシーの待ち時間が発生しますので、暑さや寒さ、また雨の日などの対策 も考慮し、待合所について、自治会の協力もいただき設置をしていきたいと考えて います。

続いて、5ページの5の予約についてです。予約は、運行事業者であるタクシー会社に直接電話でしていただきます。4ページの時刻表の①の、朝一番のバスに乗車したい方は、前日の 午後6時までに予約をしていただきます。その他のバスに乗車又はバス降車後に自宅まで利用したいという方は、当日の午前10時までに予約をしていただきます。予約方法は、名前や住所などを伝えていただき、タクシー会社が確認のうえ、受付を完了します。

次に、6の運行会社ですが、乗合事業の登録をしたタクシー事業者によって実施していただきます。市内のタクシー会社とは事前協議をしていますが、今のところ、運行は3社による輪番制とした案を提示しておりますが、今後、正式に乗合い事業として陸運局で登録をされたタクシー会社と協議して決定してまいります。

続いて6ページ、7の運賃設定であります。運賃は乗車1回につき300円とし、小学生未満は「ゆらのすけ」と同様、無料としています。結果として、赤穂の市街地までの運賃は、「ゆらのすけ」の片道100円と合わせて、片道が400円、往復で800円となります。

次に、8の車両についてです。定員4名の中型車両をタクシー会社で用意して運行していただきます。配車は、タクシー会社で行い、運行するタクシーには住民の皆さんが一目でわかるように、「乗合タクシー」のステッカーを貼って運行することを考えています。名前(愛称)については、改めて募集を掛けたいと思っています。

次に、9の運行・見直し基準ですが、市の公共交通としては、一定の乗車人数を確保して事業を実施する必要がありますので、運行 見直し基準を設定することとしています。予約制ですから、1便当り必ず 1.0 人以上という数値になりますが、1台あたりは最大でも4名の乗車になりますので、基準については、1便あたり1.1人以上とするというものです。

次の7ページには、有年地区における「ゆらのすけ」のバス停一覧を掲載しておりますが、全てのバスが2重線で囲んでいます「宮前停留所」を通って市街地に行くことの資料として掲載させていただいております。

また、8ページには、今回の計画案を、図にしてわかりやすくしていますので、 ご参考にしていただければと思います。

デマンド・タクシー運行計画(案)の説明については、以上であります。

委員長 ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員 前日の18時までに予約しないと、始発のバスには乗れないのですか。翌日、急 に病院に行きたくなった場合等でも乗れないという事ですか。

事務局 原則としましては、前日の18時までに予約をしていただきたいと考えています。 前日にタクシー会社が調整をして翌日の配車を行いますので、もし、前日に予約な しで、翌日に電話をいただいたら、運転手と相談してその調整をやり直さないとい けません。タクシー会社とも協議をしなければいけませんが、今の時点では、原則 18時までに予約をしていただくこととしております。

委員 1台当たり4人乗車できるという事ですが、それ以上の人数で予約があった場合 はどうするのですか。

事務局 5名以上の予約があった場合は、2台配車をします。

季員 有年地区は赤穂市内で唯一、タクシーの空白地帯となっています。上郡、赤穂、相生からも遠いという事で、JR有年駅があったり、ウエスト神姫やゆらのすけのバス停があったり、利便性を図っているとは思いますが、タクシーについては、どこのタクシー会社も行かないというタクシーの空白地帯となっています。そのため、一般のタクシーが走っている地区に比べ、バス停まで行くという事がすごく不便です。タクシーの良い所は、目的地から目的地まで運べるという事ですので、タクシー会社が比較的行きにくい場所において、このような市の事業で行けるようにしてもらうという事は、バス停にリンクするという事においても、有年地区の方には便

利に利用いただけるのではないかと思います。実際に運行してみないと分からない 部分もあると思いますが、タクシー会社としても前向きに取り組んでいきたいと思 います。

委員

デマンドタクシーについては、宮前バス停までタクシーで運んでいただいて、バスに乗り換える形ですので、ていじゅうろうやゆらのすけの利用促進にも繋がり、相乗効果が期待できるところがあると思いますので、バス事業者としても協力させていただきたいと思っています。

それと、待合施設の話がありましたが、できるだけ乗り遅れる事の無いような形のものを考えていただいて、利用しやすい環境を構築してほしいです。

事務局

待合施設については、現在、プレハブのような形のものを考えており、窓が付いているものになりますので、外の状況が全く分からないものではありませんが、そのような注意喚起は利用者にしていきたいと思います。できれば、バスの運転手さんにも注意して運行していただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長

ほかにないようですので、この案件につきましては、次回の地域公共交通会議に 提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」

それではそのようにさせていただきたいと思います。

次に(2)のバスの運行変更について、事務局から説明願います。

事務局

それでは、ゆらのすけ及び路線バスの運行変更(案)について、ご説明いたします。バスについては、これまで自治会などを通じて頂戴しております要望事項等に対して、検討、調整を行ってきましたが、今回、その方向性についてご協議をいただくものであります。

まず、「資料1」の(2)のア、路線バスへのゆらのすけへの代替えについてであります。坂越の大泊地区からは、これまでも路線バスが1日1往復のみのため、バスによる足の確保を充実して欲しいとの要望をいただいおりました。

このため、運行者でありますウエスト神姫さんにもその旨を要望してきましたが、ウエスト神姫さんからは、利用者が少ない現況においては、逆に路線バスの運行から、同じ区間を「ゆらのすけ」高野ルートの延伸により対応できないかということでご意見をいただきました。大泊地区の自治会に対しまして、その案について、これまで1日1便ではありますが、毎日運行していたものが、週に2日、1日3便となる今回の提案内容について事前に説明し、ご理解をいただいた上で、本件について新たに提案をさせていただくものであります。

なお、バス停についても、これまでの路線バスと同じ場所を予定しています。詳細は、「資料2」の9ページから12ページをお願いします。

まず、9ページですが、坂越地区の路線バスと「ゆらのすけ」の運行ルートについて、青色が路線バス、黒色が「ゆらのすけ」で表していますが、路線バスの坂越港からアース製薬前までの区間について、「ゆらのすけ」に変更しようとするものです。

なお、この変更に伴い、小島ルートについては路線バスが1便増便される予定であります。10ページには、9ページの拡大図とバス停付近の写真を掲載し、11ページには、ウエスト神姫路線図の中、今回の変更箇所を赤枠で囲んでいます。また、12ページには、「ゆらのすけ」の高野ルート図に、今回の新たなルートとなる

大泊地区への延長を追記しています。

次に、「資料1」の(イ)、要望番号③番、福浦の朶山(しだやま)地区への乗り入れについてであります。この要望につきましては、福浦地区自治会から朶山地区は直近バス停までが遠く、また国道を歩いて渡り危険であるため、地区内にバス停を設置して欲しいとの要望をいただいておりましたが、前回の地域公共交通会議では、地区内の道路が狭く、また地区内は坂になっているため、バスの運行は危険であり困難であるとの結論でありました。改めて自治会を通じて、道路が狭く、また坂となる箇所の手前に、自治会で土地を確保するため、その土地でバスをUターンすることにより運行できないかという内容で、再度ご要望をいただきましたのが、本件であります。

ウエスト神姫さんとは、地区内の道路状況や、Uターン用の土地の状況確認、東西ルート全体の時間調整も含めて協議を行い、Uターン用の土地の確保と舗装を施すことにより、「ゆらのすけ」を乗り入れることの調整が整いましたので、今回、提案させていただいております。

詳細については、別添の「資料2」の13ページをお願いします。東西ルートの全体図を掲載しておりますが、今回提案させていただいておりますのが、赤枠で囲っております、福浦地区内の福浦コミュニティセンターと備前福河駅口の間となります。

次の14ページには、新たなルートについて赤色の点線で記載しておりますが、コミュニティセンターと備前福河駅口の間にある 道路を通り、しだ山地区へ乗り入れ、地区内でUターンをして、また同じところに返ってくるというルートになります。

次の15ページには、「ゆらのすけ」の東西ルートについて一覧にしています。なお、先程の坂越大泊地区、この福浦しだ山地区のバス停の名称については仮称としていますが、乗り入れ決定後、改めて正式に決定したいと思います。

次に、「資料1」の要望番号④番、南北ルートAと、南北ルートBの運行曜日の変更についてであります。要望内容につきましては、南北ルートAをご利用いただいております有年地区の自治会から、現在、南北ルートAの運行日は、水曜日と土曜日の2日間であるが、市民病院での受診日が週に1日しかないため、それを2日受診できるように、曜日を変えて欲しいとの要望であります。市としましては、市民病院利用者の増加につながることが考えられることから、同じ有年地区から市街地方面に向かって運行する 南北ルートBについて、現在、運行している月曜日、火曜日、木曜日のうちの月曜日と、Aルートの土曜日を変更しようとするものであります。結果、南北Aルートは、現在の水曜日、土曜日の運行が、月曜日、水曜日、木曜日、土曜日へ変更しようとするものであります。

なお、運行数には変更がありません。

また、別紙に「参考」として、ゆらのすけの曜日別一覧表を添付していますので、 ご参考にしていただければと思います。

次に「資料1」の要望番号⑤番、南北Bルートの目坂地区内、「月見草団地停留所」の再開についてであります。「資料2」の17ページも合わせてご覧いただきたいと思いますが、この停留所につきましては、平成22年に発生しました山林崩落による落石により市道の通行ができなくなりました。

このため、バスの運行ルートも、手前の「目坂停留所」から千種川河川敷の主要 地方道赤穂佐伯線を通り、有年方面に行くこととしたため、新たな道路ができるま での間、停留所を一時的に使用中止としてきました。

このたび、一部未完成ではありますが、代替道路の通行ができることとなったため、この道路を使用して「ゆらのすけ」を運行し、「月見草団地停留所」を再開する

ものであります。

次に「資料1」、1枚めくっていただき、要望番号⑥番、千鳥地区での充実についてであります。これまでも、千鳥地区でのバスの充実について、ご要望をいただいてきましたが、前回会議で結論となりましたように、現行の路線バスによる充実について、ウエスト神姫さんに提案し、検討をしていただくこととしてきました。

このたび、ウエスト神姫さんより、新たな提案として路線バスの運行ルートを一部見直すことと合わせて、増便も行いたい旨のご回答をいただきましたので、本日、一部ルートの変更案について提案をさせていただくものであります。「資料2」の19ページと、こちらの「赤穂市のバス運行状況」の冊子17ページの路線バス時刻表、一番下の段が千鳥地区のバスになりますので、合わせてご覧いただきたいと思いますが、この路線は、朝7時48分千鳥南口発と、夕方15時33分城西小学校発は、千鳥地区の小学生のスクールバスとして運行していますが、今回は、小学生の利用がない時間帯のバスで、営業所発千鳥南口行と、千鳥南口発赤穂駅行のバス、及び新たに千鳥南口発赤穂駅方面行の増便予定のバスについて、運行ルートの一部見直しを行うものです。変更ルートは、これまでの城西小学校経由ではなく、市民病院から直進して、営業所前、イオン赤穂店前を経由して赤穂駅に行くルートへ変更しようとするもので、市民病院やイオンでの買い物をされる方などの足の確保を図り、利便性を高めようとするものであります。

なお、増便については、今のところ、午前中に一便、ご検討いただいております。 バス運行に係る変更案についての説明は、以上でございます。

委員長 ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員 福浦の朶山地区についてですが、バス停の地名があべこべになっています。国道 から赤穂線までが寺西で、赤穂線から南側が朶山です。

事務局 地名については再度確認させていただきます。

委員 前回の要望については、国道までの道路が狭いという事で受け入れられませんで したが、自治会がUターン場所を提供してくれるのならばそれに越したことはあり ません。

> ほかにないようですので、この案件につきましては、次回の地域公共交通会議に 提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」

それではそのようにさせていただきたいと思います。

最後の5その他として、今後のスケジュール等について、事務局から説明願います。

事務局 今後のスケジュールでありますが、できれば、1月中に地域公共交通会議の全体

会を開催したいと思いますので、開催にあたりましては、改めてご連絡させていた だきたいと思います。こちらからは以上です。

委員長 今後のスケジュールにつきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりといたします。その他にありませんか。

委員 ゆらのすけやていじゅうろう等のバスが進出してきて、タクシー会社が追いやられるような状況の中で、営業努力で頑張っていきたいと思いますが、市にお願いしたいのは、バスについての要望をすべて受けるのではなくて、どこかで線を引いてタクシーとうまく住み分けができるような事を考えていただきたい。家の前までバスが来てくれたら良いに決まっていますが、税金を投入するものでもありますし、バスの運行事情もあります。福浦地区のUターンについても大変無理をしていますが、そのような場所へはタクシーを利用していただく事で穴埋めをする事ができますし、有年地区は物理的にタクシーがいない事情もありますので、お互いに話を進めていけば良いと思います。できるだけご配慮をいただきたい。

委員長 それでは、ほかにないようですので、これをもちまして、本日の会議は終了いた します。ありがとうございました。

了 (15時00分)